

公益財団法人富山県文化振興財団役員及び評議員の 報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人富山県文化振興財団定款（以下「定款」という。）第14条、第16条、第19条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第14条及び第27条の規定に基づき、報酬等は、理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに監事に対してのみ支給するものとし、理事長等以外の理事及び評議員に対しては支給しない。ただし、監事が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の公務員及び同法第3条第3項第1号に規定する特別職の公務員の場合には支給しない。

2 賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の額)

第3条 理事長等及び監事に支給する報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長等及び監事に対する報酬の支給時期は、毎月15日（ただし、15日が休日に当たるときは、原則としてその直前の休日でない日）とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに理事長等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長等が退任し、若しくは解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、理事長等が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等には、その職務の執行に要する交通費等の費用を支給する。

2 理事長等には、通勤に要する交通費として、通勤手当を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	報 酬 の 額
理事長及び業務執行理事	月額 600,000 円の範囲内で理事会において決定する。
監事	月額 30,000 円